

第2章 弘前市のたばこの健康被害防止対策

たばこの健康被害防止対策を推進するためには、市民・関係者（団体）・市の三者がそれぞれの役割を主体的・積極的に果たし、一体となって取り組むことが重要です。

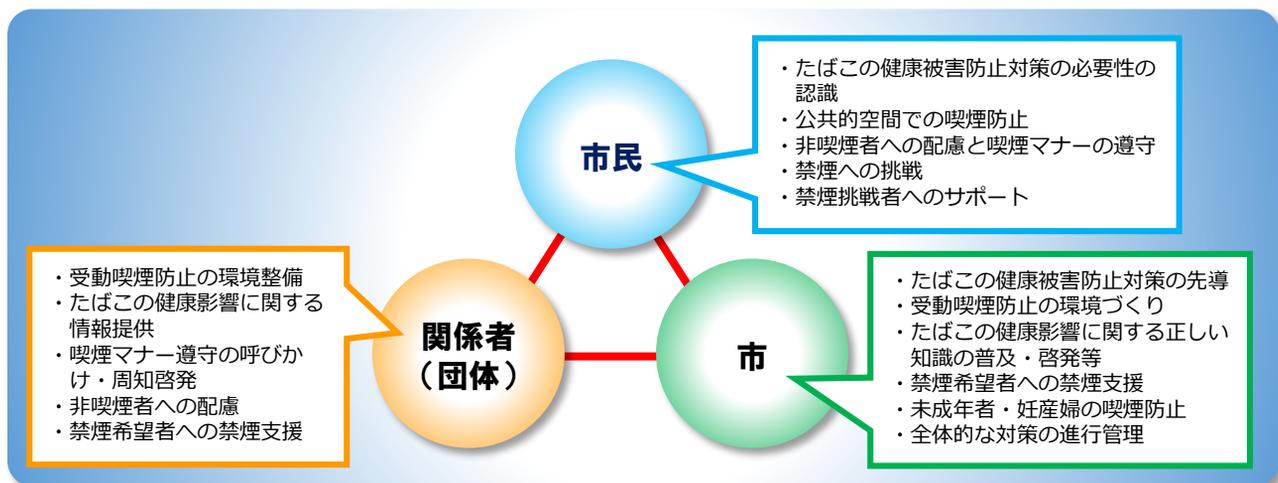
市民においては、一人ひとりがたばこによる健康影響を正しく理解し、高い意識を持って主体的に取り組むことが大切です。

関係者（団体）においては、積極的に情報収集を行い、受動喫煙が健康に与える影響を認識し、周囲に理解と協力を求めながら、「施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿」（p.24参照）に応じた取り組みを主体的・積極的に進めることが大切です。

市は、市民や関係者（団体）による主体的な取り組みや協力を得ながら、喫煙や受動喫煙が及ぼす健康影響やたばこ対策の必要性等について、各主体の認識の共有と知識の普及・啓発に努め、先導的役割をもってたばこの健康被害防止対策に取り組めます。

また、全体的な対策の進行管理の役割を担いつつ、たばこの健康被害防止の推進を図ります。

これらを踏まえ、対策の「3つの柱」に基づく各主体の役割を次のとおりとし、一体となった取り組みの推進を図ります。



1 次世代の健康の確保

(1) 未成年者の喫煙防止

未成年期からの喫煙は健康影響が大きく、成人期を通じた喫煙継続につながりやすくなります。また、がんなどの発症や死亡リスクが増加し、喫煙開始の年齢が早いほど、そのリスクは高まることが指摘されています。

こうしたことから、未成年者に対し、たばこによる健康影響についての正しい理解と適切な行動を促し、喫煙を防止することが重要です。現在、市内の小学校では、弘前市医師会と連携し、たばこに関する知識や健康被害等について学ぶ喫煙防止講座を実施していますが、これらの防煙教育の徹底に加え、周囲を取り巻く環境の整備として、家族を含め社会が一体となった取り組みを進める必要があります。

また、親が喫煙している子どもほど喫煙しやすくなる傾向があるため、親が喫煙しないこと、もしくは禁煙することが望まれます。喫煙する場合であっても、子どものそばや見えるところは避け、子どもの受動喫煙防止や喫煙開始の防止に努めることが重要です。

さらに、乳幼児の誤飲事故等の防止のためにも、たばこや吸い殻、ライターなどを子どもの手の届くところに置かないよう、日頃の注意が必要です。

市民の役割

個人・家庭

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣に心がけます。
- 子どもや妊産婦、有病者のそばでは喫煙しません。
- 子どもの手の届くところにたばこやライターを置きません。
- 未成年者を喫煙場所に立ち入らせないようにします。
- たばこをやめたい人は、禁煙に挑戦します。

関係者(団体)の役割

児童施設・学校

- 喫煙や受動喫煙による健康影響についての教育や啓発を行います。
- 家庭における子どもの受動喫煙防止に向け、たばこが子どもの健康や成長に及ぼす影響について、保護者も含めて認識を深めてもらうよう取り組みます。

- 喫煙・受動喫煙による健康影響や禁煙支援に関する情報提供を行います。

市の役割

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、将来喫煙しないよう、保護者も含め、喫煙防止の啓発を強化します。
 - ・健康影響を受けやすい未成年者を守り、将来の喫煙者を減らすため、学校や家庭と連携し、喫煙防止の啓発を行います。
- 若い世代への啓発を強化します。
 - ・未成年期からの喫煙は成人期を通じた喫煙継続につながりやすいことから、喫煙防止の啓発強化を図ります。

(2) 妊産婦の禁煙支援・喫煙防止

妊娠中の喫煙は、妊娠合併症（自然流産、早産、子宮外妊娠、前置胎盤や胎盤早期剥離など）のリスクを高めるだけでなく、低出生体重児や、出生後の乳幼児突然死症候群(SIDS)のリスクを高めます。

また、出産後の喫煙によってニコチンが母乳に移行し、乳幼児にさまざまな症状（ぐずり、よく眠れない、下痢、嘔吐、頻脈など）を引き起こすことがあります。これに加えて、受動喫煙によっても、子どもの健康に影響を及ぼします。

これらを回避するためにも、妊産婦の禁煙や出産後の再喫煙防止が大切です。妊産婦はもちろん、家族や職場など周囲の人も、喫煙が、本人だけでなく子どもの健康に大きな影響を及ぼすことについて、さらに認識を深める必要があります。

市民の役割

個人・家庭

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣に心がけます。
- 子どもや妊産婦、有病者のそばでは喫煙しません。
- たばこをやめたい人は、禁煙に挑戦します。

関係者(団体)の役割

児童施設・学校

- 喫煙や受動喫煙による健康影響についての教育や啓発を行います。
- 家庭における子どもの受動喫煙防止に向け、たばこが子どもの健康や成長に及ぼす影響について、保護者も含めて認識を深めてもらうよう取り組みます。

医療機関・薬局・保健医療団体

- 喫煙・受動喫煙による健康影響や禁煙支援に関する情報提供を行います。

市の役割

- 子育て中の親への啓発を強化します。
 - ・乳幼児健診等の母子保健事業の機会を捉え、妊産婦への禁煙指導や再喫煙防止、家族への啓発や禁煙支援などにより、家庭での受動喫煙防止を図ります。

2 成人の喫煙率の減少

(1) 喫煙者の健康の確保

喫煙者は、非喫煙者に比べて、がんや心臓病、脳卒中などの発病とそれに伴う死亡の危険性が増大します。

禁煙することにより、喫煙を継続した場合に比べ、がんをはじめとする喫煙関連疾患の危険性は減少します。

喫煙者が禁煙を希望するよう、禁煙を希望する人が禁煙できるよう、たばこによる健康被害に関する知識の普及・啓発を図るとともに、禁煙治療をはじめとする禁煙方法等について、喫煙者及び禁煙希望者並びにその家族等の認識を高めていくことが大切です。

市民の役割

個人・家庭

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣に心がけます。
- たばこをやめたい人は、禁煙に挑戦します。
- 周囲の人は、禁煙に挑戦している人を支えます。
- 身近に喫煙している人がいたら、喫煙マナーや禁煙を呼びかけます。

関係者(団体)の役割

医療機関・薬局・保健医療団体

- 喫煙・受動喫煙による健康影響や禁煙支援に関する情報提供を行います。

企業・職場・職域保健関係機関

- 労働者に対し、喫煙・受動喫煙による健康影響や、禁煙支援（禁煙相談・禁煙治療）を行う医療機関等について情報提供します。
- 禁煙や喫煙防止に関する情報提供や指導の機会・場所を提供します。

市の役割

- 喫煙が健康に及ぼす影響等について周知・啓発を行います。
 - ・本指針の普及に努めるとともに、ポスターやパンフレット配布による啓発・情報提供を行い、市民等がたばこの健康影響について認識を深めるよう促します。
- 弘前市保健センター・岩木保健福祉センター・ヒロロスクエア健康広場において、禁煙希望者に対し、相談業務・情報提供による禁煙支援を行います。
 - ・各種健診や健康教育・健康相談の機会を捉え、禁煙の方法や禁煙外来（禁煙治療実施医療機関）・禁煙支援薬局等を紹介します。
 - ・希望者に対し、個別に禁煙支援（禁煙補助剤を使用しないもの）を行います。

(2) 周囲の人の受動喫煙の機会減少

喫煙者が減ることにより、周囲の人が受動喫煙にさらされる機会も減り、受動喫煙による健康影響を受ける人の減少につながります。

また、子どもたちの喫煙開始の防止にも効果があることから、将来にわたる喫煙者の減少にもつながります。

市民の役割

個人・家庭

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣に心がけます。
- たばこをやめたい人は、禁煙に挑戦します。
- 周囲の人は、禁煙に挑戦している人を支えます。
- 身近に喫煙している人がいたら、喫煙マナーや禁煙を呼びかけます。

関係者(団体)の役割

医療機関・薬局・保健医療団体

- 喫煙・受動喫煙による健康影響や禁煙支援に関する情報提供を行います。

企業・職場・職域保健関係機関

- 労働者に対し、喫煙・受動喫煙による健康影響や、禁煙支援（禁煙相談・禁煙治療）を行う医療機関等について情報提供します。
- 禁煙や喫煙防止に関する情報提供や指導の機会・場所を提供します。

市の役割

- 喫煙が健康に及ぼす影響等について周知・啓発を行います。
 - ・本指針の普及に努めるとともに、ポスターやパンフレット配布による啓発・情報提供を行い、市民等がたばこの健康影響について認識を深めるよう促します。
- 弘前市保健センター・岩木保健福祉センター・ヒロロスクエア健康広場において、禁煙希望者に対し、相談業務・情報提供による禁煙支援を行います。
 - ・各種健診や健康教育・健康相談の機会を捉え、禁煙の方法や禁煙外来（禁煙治療実施医療機関）・禁煙支援薬局等を紹介します。
 - ・希望者に対し、個別に禁煙支援（禁煙補助剤を使用しないもの）を行います。

(3) 禁煙希望者に対する支援

禁煙希望者が禁煙に成功するためには、家族や職場をはじめとした周囲の人の協力が重要です。禁煙希望者自身も、周囲の人に禁煙宣言するなどし、禁煙の意志を伝え、サポートを得ることも重要です。

また、周囲の人は、禁煙の大変さや難しさを理解することが必要です。

禁煙外来（禁煙治療実施医療機関）における禁煙治療や、禁煙支援薬局等における禁煙支援を受けることも有効です。

市民の役割

個人・家庭

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣に心がけます。
- 周囲の人は、禁煙に挑戦している人を支えます。
- 身近に喫煙している人がいたら、喫煙マナーや禁煙を呼びかけます。

関係者(団体)の役割

医療機関・薬局・保健医療団体

- 禁煙支援（禁煙相談・禁煙治療）を行います。
- 喫煙・受動喫煙による健康影響や禁煙支援に関する情報提供を行います。

企業・職場・職域保健関係機関

- 労働者に対し、喫煙・受動喫煙による健康影響や、禁煙支援（禁煙相談・禁煙治療）を行う医療機関等について情報提供します。
- 禁煙や喫煙防止に関する情報提供や指導の機会・場所を提供します。

市の役割

- 喫煙が健康に及ぼす影響等について周知・啓発を行います。
 - ・ 本指針の普及に努めるとともに、ポスターやパンフレット配布による啓発・情報提供を行い、市民等がたばこの健康影響について認識を深めるよう促します。
- 弘前市保健センター・岩木保健福祉センター・ヒロロスクエア健康広場において、禁煙希望者に対し、相談業務・情報提供による禁煙支援を行います。
 - ・ 各種健診や健康教育・健康相談の機会を捉え、禁煙の方法や禁煙外来（禁煙治療実施医療機関）・禁煙支援薬局等を紹介します。
 - ・ 希望者に対し、個別に禁煙支援（禁煙補助剤を使用しないもの）を行います。

3 受動喫煙防止の環境づくり

(1) 禁煙・分煙の分類

この指針では、「禁煙」及び「分煙」について次のように分類します。

分 類		内 容
禁煙	敷地内禁煙	屋外も含め、敷地内全域で喫煙を禁止する
	建物内禁煙	建物内を禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置する
* 分煙	分煙（閉鎖型）	建物内に喫煙のための部屋を設け、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れにくいようにする（喫煙室以外は禁煙）
	分煙（開放型）	建物内に仕切り等による喫煙のためのコーナーを設置し、換気扇等によりたばこの煙を低減する（喫煙コーナー以外は禁煙）
		建物内に喫煙場所を設置する（喫煙場所以外は禁煙）

*一部の時間帯に限り「分煙（閉鎖型）」または「分煙（開放型）」とするいわゆる「時間分煙」を含む。

分煙に関する注意点

「分煙」について、最近では、厚生労働省による基準を満たした完全分煙の喫煙室の中で吸っても、受動喫煙が生じてしまうことが指摘されています。

①退出時の空気の流れからの漏れ

喫煙室から退出時発生する空気の流れにより、たばこの煙が喫煙室外に流出してしまいます。非喫煙場所から喫煙室方向に0.2m/秒以上の一定の空気の流れを確保しても、喫煙者の歩行速度の方が速く、喫煙者が退出する都度煙が流出してしまいます。

②ドアの隙間や空気取入口（ガラリ）等からの流出

排気と同じ体積の空気を取り入れるために、ドアや側面に設置される空気取入口（ガラリ）から、ドアの開閉により圧迫された空気が「ファイゴ作用」により押し出され、ドアや天井、床の隙間などから喫煙室外に煙が流出してしまいます。

③三次喫煙

三次喫煙（サードハンドスモーク）は、たばこがないのにたばこの煙の影響で健康被害を受けるもので、たばこの煙に含まれる物質が、喫煙者の髪の毛・衣類・部屋（車内）のカーテン・ソファなどに付着し揮発したものが汚染源となり、第三者がたばこの有害物質に暴露されます。

たばこの煙から排出される有害物質のほとんどは空気中ではなく物の表面について揮発するため、換気扇を使用したり窓を開けて換気を行っても、三次喫煙のリスクを排除することはできません。

(2) 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿

健康増進法第25条では、「多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」とし、平成22年2月の厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」では、「今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき」としています。

施設における受動喫煙防止対策は、全面禁煙（敷地内禁煙または建物内禁煙。以下同じ。）が最も有効かつ適切です。しかしながら、全面禁煙が極めて困難な場合は、段階的な措置として、喫煙可能区域を設定することも考えられます。施設の規模・構造、利用状況等は各施設によりさまざまであることから、施設の条件や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策の目指す姿を次のとおりとします。

	施設・場所の種別	具体的な施設	目指す姿
建物 (施設)	子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童施設（保育所・認定こども園・幼稚園・児童館） ● 学校（小・中・高等学校等） ● 医療機関 	敷地内禁煙
	官公庁施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・県・市が設置し管理する施設（指定管理者が管理する施設を含む） 	敷地内禁煙または建物内禁煙
	上記以外で、多数の者が利用する施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学等（専門学校等を含む） ● 社会福祉施設（児童施設を除く） ● 駅・ターミナル ● 公共交通機関 ● 集会場 ● 劇場 ● 展示場 ● 百貨店 ● 商店 ● 金融機関 ● 職場（事業所） ● 宿泊施設 ● 飲食店 ● 娯楽施設※² など 	敷地内禁煙または建物内禁煙※ ¹
屋外	子ども等の利用が想定される公共的な空間	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園 ● 遊園地 ● 通学路 など 	受動喫煙防止のための配慮が必要※ ³

※1 敷地内禁煙または建物内禁煙が極めて困難な場合は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じるものとし、将来的には敷地内禁煙または建物内禁煙を目指すことが求められる。

※2 娯楽施設のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号に該当する営業を行う施設（麻雀店、パチンコ店など）については、敷地内禁煙または建物内禁煙が極めて困難な場合は、当面、施設の態様や利用者ニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じることが望まれる。

※3 喫煙可能区域の表示、喫煙マナーの遵守などを行う。

先導的に全面禁煙とすべき施設

■ こどもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設

児童施設（保育所・認定こども園・幼稚園・児童館）

保育所、認定こども園、幼稚園、児童館などの児童施設は、たばこによる健康影響を受けやすい乳幼児等が多く利用する施設であることから、建物内だけでなく敷地内での禁煙が求められます。

なお、市立保育所は既に敷地内禁煙を実施しています。

学校（小・中・高等学校等）

学校は、たばこによる健康影響を受けやすい子どもが利用する施設であることから、受動喫煙防止のほか、喫煙防止教育の観点からも、建物内だけでなく敷地内での禁煙が求められます。

なお、市立小・中学校は既に敷地内禁煙を実施しています。

医療機関

医療機関は、有病者等に対し疾病予防や治療を行い、健康を維持・増進するほか、妊産婦も利用する施設であることから、建物内だけでなく敷地内での禁煙が求められます。

なお、市立病院は既に敷地内禁煙を実施しています。

■ 官公庁施設

国・県・市が設置し管理する施設（指定管理者が管理する施設を含む）

市庁舎、岩木・相馬庁舎等の市が設置する施設のほか、国や県が設置する施設は、多くの人が利用し、公共性の高い施設であることから、敷地内禁煙または建物内禁煙とすることが求められます。

市が設置する施設については、先導的に敷地内禁煙または建物内禁煙とします。

全面禁煙を目指す施設

■ 上記以外で、多数の者が利用する施設

大学等（専門学校等を含む）

大学、専門学校等は、主に在学する若者が多く利用する施設であることから、喫煙の開始及び習慣化を防止する観点から、敷地内禁煙または建物内禁煙とすることが求められます。

社会福祉施設（児童施設を除く）

高齢者や障がい者などが利用する社会福祉施設は、敷地内禁煙または建物内禁煙とすることが求められます。

ただし、敷地内禁煙または建物内禁煙が極めて困難な場合は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じるものとし、将来的には敷地内禁煙または建物内禁煙を目指すことが求められます。

駅・ターミナル、公共交通機関、集会場、劇場、展示場、百貨店、商店、金融機関 など

これらはいずれも多数の人が利用する施設であることから、敷地内禁煙または建物内禁煙とすることが求められます。

ただし、敷地内禁煙または建物内禁煙が極めて困難な場合は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じるものとし、将来的には敷地内禁煙または建物内禁煙を目指すことが求められます。

職場（事業所）

労働安全衛生法の改正により、労働者の健康の保持増進のため、職場での受動喫煙防止対策が事業者の努力義務とされました。事業者は、当該事業者及び事業場の実情に応じて、実施可能な労働者の受動喫煙防止のための措置のうち、最も効果的なものを講ずるよう努めることとされており、“受動喫煙の無い職場の実現”に向け、敷地内禁煙または建物内禁煙とすることが求められます。

ただし、敷地内禁煙または建物内禁煙が極めて困難な場合は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じるものとし、将来的には敷地内禁煙または建物内禁煙を目指すことが求められます。

宿泊施設、飲食店、娯楽施設※

これらは、未成年者やたばこを吸わない人も多数利用する場所であり、従業員にとっては「職場」でもあります。顧客と従業員の健康のために、敷地内禁煙または建物内禁煙とすることが求められます。

ただし、敷地内禁煙または建物内禁煙が極めて困難な場合は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じるものとし、将来的には敷地内禁煙または建物内禁煙を目指すことが求められます。

※ 娯楽施設のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に該当する営業を行う施設（麻雀店、パチンコ店など）については、敷地内禁煙または建物内禁煙が極めて困難な場合は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じることが望まれます。

屋外

子ども等の利用が想定される公共的な空間

公園、遊園地、通学路等

屋外であっても、子ども等が多く利用するような公共的な場所では、受動喫煙を防止するための配慮が必要です。

また、歩行中の喫煙は、他人にやけどを負わせたり、吸い殻のポイ捨てによりゴミの散乱や火災発生の危険性を伴うことから、控えるべきです。

安全・安心及び喫煙予防の観点からも、特に子どものいる場所での喫煙は控えるべきです。

屋外に喫煙場所を設置する際の注意点

たばこの煙は、空気の流れにより周りの人に受動喫煙をもたらしたり、建物内へ流入したりし、喫煙場所から離れた空間にも悪影響を及ぼします。

このことから、屋外に喫煙場所を設ける場合には、

- ① 出入口
- ② 非喫煙者が通常利用する場所（通路、駐車場など）
- ③ 建物内と通気のある場所（開閉するドア・窓、換気扇など）
- ④ 子どものいる空間

から十分離して喫煙場所を設置することが望まれます。

なお、喫煙場所の設置にあたり①～④などから十分な距離がとれない場合は、必要に応じて囲いや衝立を設けるなどの工夫が必要です。施設の状況に応じて、風向きや利用頻度などを考慮することも大切です。

また、ポスター等の掲示により、非喫煙者（特に未成年者や妊産婦）が立ち入らないよう、喫煙場所を明確に表示することが必要です。

(3) 各主体による受動喫煙防止への取り組み

受動喫煙による健康被害は、喫煙が行われるあらゆる場所で起こりうることから、各主体が受動喫煙による健康影響について正しい認識を持ち、それぞれの立場から受動喫煙防止に向け、能動的かつ積極的に取り組むことが大切です。

市民の役割

個人・家庭

- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣に心がけます。
- 喫煙者は、非喫煙者への健康影響を十分理解し、家族や地域等の身近なところから受動喫煙防止に取り組むとともに、喫煙マナーを遵守します。
 - ・ 多くの人を利用する公共的な空間では喫煙しません。
 - ・ 歩きたばこをしません。
 - ・ 吸い殻のポイ捨てをしません。

地域

- 多くの人が集まり利用する場所（集会所等）では、敷地内禁煙又は建物内禁煙を目指します。
- 多くの人が利用する公共的な空間での喫煙を防止します。

関係者(団体)の役割

児童施設・学校

- 喫煙や受動喫煙による健康影響についての教育や啓発を行います。
- 家庭における子どもの受動喫煙防止に向け、たばこが子どもの健康や成長に及ぼす影響について、保護者も含めて認識を深めてもらうよう取り組みます。

企業・職場・職域保健関係機関

- 労働者の健康確保と快適な職場環境の形成のため、受動喫煙防止対策に取り組みます。
- 非喫煙者・妊産婦への配慮や喫煙マナーの遵守を呼びかけます。

宿泊施設、飲食店、娯楽施設

- 顧客に対しては、多くの市民が利用する公共的な場所として、また、従業員に対しては“受動喫煙の無い職場”として、受動喫煙防止の取り組みを進めます。
- 店舗内の喫煙環境（「禁煙」「分煙」「喫煙」など）の対外的表示に努め、顧客の不意の受動喫煙防止を図ります。
- 非喫煙者への配慮や喫煙マナーの遵守を呼びかけます。

その他、多数の者が利用する公共性の高い施設

- 利用者に対しては、多くの市民が利用する公共的な場所として、また、従業員等に対しては“受動喫煙の無い職場”として、受動喫煙防止の取り組みを進めます。
- 施設内の喫煙環境（「禁煙」「分煙」「喫煙」など）の対外的表示に努め、利用者の不意の受動喫煙防止を図ります。
- 非喫煙者への配慮や喫煙マナーの遵守を呼びかけます。
- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について、周知・啓発に努めます。

市の役割

- 多数の者が利用する公共的な空間における受動喫煙防止対策を推進します。
 - ・ 受動喫煙防止対策に率先して取り組み、市が所管する施設の敷地内禁煙または建物内禁煙を進めます。
 - ・ 禁煙をはじめとする受動喫煙防止対策に取り組む施設等の増加を図ります。
 - ・ 施設管理者による施設内の喫煙環境表示を推進し、利用者の不意の受動喫煙防止を図ります。
 - ・ 受動喫煙防止対策に取り組む施設（ひろさき健やか企業等）についての情報提供を行います。
- 喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響等について周知・啓発を行います。
 - ・ 本指針の普及に努めるとともに、ポスターやパンフレット配布による啓発・情報提供を行い、市民等が受動喫煙防止について認識を深めるよう促します。
- 地域・関係団体と連携し、受動喫煙防止の取り組みを推進します。
 - ・ 「弘前市たばこの健康被害防止対策協議会」での協議・検討を含め、地域・職域関係団体との連携のもと、受動喫煙防止の取り組みを推進します。
 - ・ その他の関係機関・団体とも認識や課題の共有を図りながら、受動喫煙防止の取り組みがなされるよう協力を求めています。

4 実現に向けた取り組み

本指針に基づき、市民・関係者（団体）・市がそれぞれの役割を果たし、一体的にたばこの健康被害防止を図っていくためには、各主体がたばこの健康被害防止について共通認識を持ちながら、具体的な対策を実践していくことが必要です。

このことから、本指針に基づくたばこの健康被害防止対策推進のため、各主体それぞれの役割に基づく具体的取り組みについて、市民・関係団体・学識経験者等で構成する弘前市たばこの健康被害防止対策協議会等において協議・検討を行うとともに、各主体による具体的かつ実効性のある対策の実践を促すよう取り組みを進めていきます。

また、取り組みを効果的・効率的に推進するための評価手法や項目についても検討のうえ適切な評価を行い、取り組みの見直し・改善を図りながら、本指針が目指す姿の実現を図っていきます。